# 5. 高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の行為の制限に関する事項

下記に該当する行為については、届出が必要です(※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます)

#### ■ 届出対象行為

	区分	<b>①</b> パッファゾーン	②歩行者動線沿道 (境界から50m)	③その他の地域
建築物の新築、	增築、改築 等	全ての行為	高さ10m超 または 延べ面積500㎡超	高さ13m超 または 延べ面積1,000㎡超
工作物の新設、 増築、改築 等	(1)製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設、太陽光発 電施設等の工作物	全ての行為	高さ10m超 または 築造面積500㎡超	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装 飾塔等	全ての行為	高さ10m超	  高さ13m超
	(3) その他の工作物	全ての行為	高さ10m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発 行為		全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形 質の変更		全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物等、物件の 堆積		全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
水面の埋立て		全ての行為	_	_

### ■ 制限の基準 (特定景観形成地域以外の区域からの追加・上乗せ基準)

太陽光発電施設に	ついては、別に定め	る「太陽光発電施設の設置	こ関する景観ガイドライン」	もご覧ください
届出対象行為		<b>①バッファゾーン</b>	②歩行者動線沿道 (境界から50m)	③その他の地域
共通事項		文化財的価値の高い貴重な 景観を極力保全する	アクセスルートとして周囲 の景観との調和を図る	周囲の景観との調和を図る
建築物の建築等/ 工作物の建設等	位置・規模	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積 1,000㎡を超えない規模 等)	<ul><li>・石垣、庭木、植え込みなどの保全</li><li>・集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模</li></ul>	眺望への配慮 (眺望点から見たときに、 山稜のスカイラインから突 出しない位置及び規模)
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及 ぼさない	歩行者動線から見たとき、 周辺との調和へ配慮	眺望点や歩行者動線から見た とき、周辺との調和へ配慮
	色彩	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	外観の基調色は色相0.1R~ 2.5Yは彩度6以下、それ以 外は彩度4以下(無彩色含む)	(特定景観形成地域以外の 区域と共通)
	素材・緑化・その 他	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
開発行為/土地の 形質の変更/土石 の採取等	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を 及ぼさない	歩行者動線から見たとき、 周辺との調和へ配慮	眺望点や歩行者動線から見た とき、周辺との調和へ配慮
	緑化	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
屋外における物件 の堆積	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を 及ぼさない	歩行者動線から見たとき、 周辺との調和へ配慮	眺望点や歩行者動線から見た とき、周辺との調和へ配慮
	方法・緑化	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
水面の埋立て		周辺の景観に著しい影響を 及ぼさない	_	-



◆和歌山県の景観施策についてのお問い合わせは... 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL: 073-441-3228 FAX: 073-441-3232

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/



文化財的価値を持つ高野参詣道 (黒河道)



高野参詣道 (黒河道) と一体となり 文化的景観としての価値を持つ眺望景観



世界遺産と一体的に高野参詣道 (黒河道) を形成する文化的景観



文化的景観としての価値を持つ眺望景観



和歌山県



# 1.和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

#### ■ 背黒

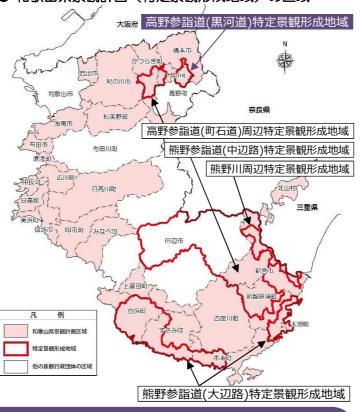
景観法の制定と同時期に、「紀伊山地の霊場 と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣道沿道 や周辺の集落、自然環境を含めた文化的保全が 必要となってきました。

#### ■ 県の取り組み

和歌山県は、景観政策の骨格となる景観条例 を施行するとともに、景観法に基づく景観計画 を策定し、県の景観施策の基本的な枠組みを整 えました。

また、景観計画区域の中で特に重要である認 められる地域を特定景観形成地域に指定し、地 域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制 限を設定し、届出制度を実施しながら、地域の 特性を活かした良好な景観形成を図っています。





# 3. 現況からみる景観の類型化

#### **高野参詣道(黒河道)の景観特性を3つに分類し、良好な景観を誘導します**

① 山道に残る史跡、沿道の山林の景観

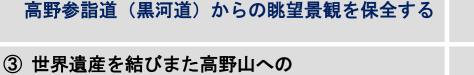
文化財的価値を持つ

高野参詣道(黒河道)を保全する



② 高野参詣道(黒河道)から望む景観

文化的景観としての価値を持つ



○世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の景観

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道において、 文化的景観が損なわれないよう保全する

アクセスルートとしての歩行者動線の景観

○高野山へといざなうアクセスルートとしての 歩行者動線沿道の景観

高野山に通じるアクセスルートとして、 地域の景観の価値を損なわないよう保全する







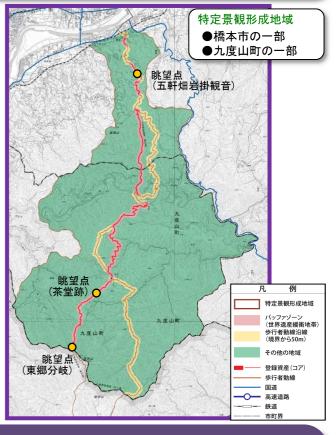


# 2. 高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域

### ■ 高野参詣道(黒河道)(当初)令和2年12月15日施行

高野参詣道(黒河道)は、江戸時代に交通の要 所であった橋本から高野山へと向かう最短経路で あるが、標高1,000mを超える楊柳山など、非常に 高低差の激しい緑深い自然に囲まれた経路です。 沿道には高野山への参詣者に湯茶を供するために 利用された茶堂跡が残るなど、高野山と密接な関 係性を持っています。

- 高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定 当地域が有する景観の価値が損なわれることの ないよう以下の範囲を基本として地域を設定しま した。
- 〇世界遺産のコアゾーン、バッファゾーン
- 〇世界遺産を結び、また、高野山へといざなうア クセスルートとしての歩行者動線周辺
- 〇高野参詣道(黒河道)からの可視領域



## 4.きめ細やかな区域設定による届出制度の実施

#### 景観特性に応じた区域設定により、きめ細やかな届出制度を実施します

バッファゾーン (世界遺産緩衝地帯)

- ○高野参詣道(黒河道)の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化的価値の高い貴重な景観として極 力保全します
- ○市町の世界遺産条例に準じた届出制度を実施します

### ② 歩行者動線沿道 (境界から50m)

- ○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損 なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- ○高野山へ通じるアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和 を図ります
- ○外観の基調色について、色彩に関する基準を設け、周囲の景観との調和を図ります

### ③ その他の地域

- ○高野参詣道(黒河道)から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、 その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- ○眺望点から見たとき、外周囲山稜のスカイラインの眺望を保全します

